

口座開設基準並びに取引開始基準

Plus500JP 証券株式会社

(口座開設基準)

Plus500JP 証券株式会社（以下「当社」）では、次に定める基準に適合したお客様から、個人による店頭デリバティブ業務に係る取引口座の開設の申請を受け付けております。

- (1) 満 20 歳以上 75 歳未満であること
- (2) 日本国内に居住していること
- (3) 行為能力が制限されていない、もしくはされうる状況にないこと並びに補助人を選定していないこと
- (4) 破産者で復権を得ないもの、もしくは生活保護法における保護を受けている世帯に属するものでないこと
- (5) 店頭デリバティブ取引約款及び取引説明書、その他当社の定める規則等を理解するに十分な日本語の能力を有すること
- (6) 契約締結前の交付書面、契約締結時の交付書面、取引報告書、証拠金の受領に係る書面その他金融商品取引法上交付すべき書面を電磁的方法により提供することに承諾していること
- (7) 店頭デリバティブ取引の特徴、仕組み、リスク等について十分に理解し、店頭デリバティブ取引約款、取引説明書、その他当社が指定する交付書面の内容に同意し、自身の責任と判断で取引できること
- (8) 当社が訴訟を提起、若しくは当社に対し訴訟を提起していないこと
- (9) 十分な金融資産もしくは年収があること
- (10) 店頭デリバティブ取引の原資として借入金を使用しないこと
- (11) 電話および電子メールにて当社より常に連絡がとれること
- (12) インターネットを利用した取引を行うことができる環境並びにリテラシーを有していること
- (13) 証拠金の振込先金融機関として国内の金融機関を指定すること
- (14) 口座開設手続きに必要な個人情報情報を正確に申告し、所定の本人確認手続きを完了していること
- (15) 法令諸規則に基づいて、所属する役職員による店頭デリバティブ取引が禁止され、または不適切であると規程する金融機関等に勤務していないこと
- (16) 本人並びにその家族が外国 PEPs（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則 15 条に掲げる者）に該当しないこと
- (17) マネー・ローンダリング等の公序に反する取引、並びに不法又は不正の疑いのある取引に利用するために店頭デリバティブ取引を行わないこと
- (18) 反社会的勢力の団体及びその一員でないこと

- (19) 取引約款及び取引説明書で明示した欠格要件に該当しないこと
- (20) その他当社が定める基準を満たしていること

(取引開始基準)

当社提供の店頭商品デリバティブ取引を行うには、以下の基準を満たす必要があります。

- (1) 口座開設基準（1号を除く）に規定する事項
- (2) 満20歳以上80歳未満であること

2 以下に規定する取引については前項に加え各号に規定する基準を満たす必要があります。

- (1) ノックアウトオプション取引
 - イ. 証拠金取引や株式取引等のリスク性商品の取引経験があること
 - ロ. ノックアウトオプション取引の仕組みとリスク及び、当社のノックアウトオプション取引の特徴について十分に理解していること

- (2) 株価指数 CFD 取引
 - イ. 証拠金取引や株式取引等のリスク性商品の取引経験があること

- (3) 個別株 CFD 取引
 - イ. 証拠金取引や株式取引等のリスク性商品の取引経験があること
 - ロ. 当社に対して「内部者情報」に係る申告を行っていること

- (4) バラエティ CFD 取引
 - イ. 証拠金取引や株式取引等のリスク性商品の取引経験があること

- (5) 商品 CFD 取引
 - イ. 3か月以上のFX、CFD取引等のデリバティブ取引経験があること